

独立行政法人国際協力機構の平成19年度の業務実績に関する項目別評定表

平成20年8月27日

中期目標評価：中期計画において定められた各項目についての達成度を評価する。  
 事業年度評価：中期計画において定められた各項目についての実施状況を評価する。

S：中期計画の実施状況が当該事業年度において極めて順調である。  
 A：中期計画の実施状況が当該事業年度において順調である。  
 B：中期計画の実施状況が当該事業年度においておおむね順調である。  
 C：中期計画の実施状況が当該事業年度においてやや順調でない。  
 D：中期計画の実施状況が当該事業年度において順調でなく、業務運営の改善等が必要である。

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	(1) 組織運営における機動性の向上	<p>開発途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう、引き続き在外事務所の体制・機能強化を進め、国内から在外への人員配置等の在外強化の取組を一層促進する。また、在外公館や内外で活動するNGO、その他の援助関係者とも連携を図り開発途上地域のニーズを的確に把握する。</p> <p>また、政策上の要請に的確かつ機動的に対応すべく、予算の執行管理機能の一層の強化を図る。</p> <p>さらに、限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、海外拠点について国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化等のため必要な見直し、また、国内拠点については、設置目的と果たすべき機能や利用状況等を第三者の参加を得て検証し、その検証に基づき必要な見直しを行う。具体的には、</p> <p>現地ODAタスクフォース等、現地におけるODA実施のための連携体制に積極的に参加する。</p> <p>人員の在外への配置や現地職員の活用等により適正な人員体制の整備を進めるとともに、事業実施において在外主導體制の定着を図る。</p> <p>既存の各システムを有効活用して予算執行の予測性を高め、予算の執行管理・調整機能の一層の強化を図る。</p> <p>EUへ加盟した、あるいはOECD開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点については、実施中の事業終了のタイミングや外交的配慮も念頭に置きつつ原則廃止する。それ以外の海外拠点についても、開発途上国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。</p> <p>国内拠点について、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者の参加を得て検証し、その検証結果に基づき配置の適正化のための必要な見直しを行う。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・現地ODAタスクフォースへの参加実績</p> <p>・在外主導體制の定着状況(前期取組を踏まえたモニタリング、フォローアップ)</p> <p>・予算執行管理機能の強化状況(政策上の要請に的確かつ機動的に対応するための情報管理・共有)</p> <p>・海外拠点の配置状況(ODA卒業国に設置されている拠点の廃止、統合に際しての事務所の一本化等)</p> <p>・国内拠点の配置状況(機能、利用状況、コスト等にかかる第三者の参加を得た検証結果)</p>	小No.1: A	中No.1: A	<p>現地ODAタスクフォースを中心として、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力の3つの援助手法を機能的に組み合わせた「事業展開計画(ローリングプラン)」を検討し、機構もその活動に活発に参加した。在外主導については、前期の取組及びその総括を踏まえ、本部と在外事務所の役割分担の明確化、在外事務所への技術支援の強化などにより、本部と在外が協働で案件の質の確保を図るための改善を行いつつ、その定着を図った。</p> <p>海外拠点については、中期計画に沿ってODA卒業国である2拠点を20年1月末までに閉鎖し、国内機関については、利用実績の増加に向けた取組を着実に進めた。更に「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、各拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者調査に着手した。</p> <p>今後は、在外主導の定着及びその成果についてのモニタリング、海外拠点・国内拠点の適切な配置に関する取組を継続し、国際協力銀行との統合後もこれまでの取組の成果が失われることのないよう留意しつつ、機動的な組織運営に一層努められたい。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(2)業務運営全体の効率化	<p>(イ)業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理の改善を行う。具体的には、</p> <p>専門家派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの効率化を図る。</p> <p>コンサルタント契約の手続きの合理化を図る。</p> <p>内部連絡文書の事務手続き等の合理化を通じ、文書事務の削減を行う。</p> <p>(ロ)随意契約等における委託等について、国における見直しの取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け事務連絡。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、関連公益法人等との契約のあり方などにつき国の取組に準じた不断の見直しを行い、一般競争入札をはじめ競争性のある契約の範囲拡大を図る。さらに、随意契約の妥当性については、第三者の参加を得て検証を行うとともに、委託先の執行状況をチェックするシステムの導入を図る。具体的には、</p> <p>関連公益法人等との契約における見直しを行い、一般競争入札、プロポーザル方式契約等競争性のある契約の拡大を進める。</p> <p>随意契約の妥当性について第三者の参加を得て検証を行い、随意契約の情報を積極的に開示し透明性の確保を図る。また、委託先の適正な執行を確保するため、定期的な報告・確認の手続きを明確にし実行する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・専門家等派遣事務手続きの効率化</p> <p>・研修員受入事務手続きの効率化</p> <p>・ボランティア関連事務手続きの効率化</p> <p>・コンサルタント契約手続きの簡素化、合理化</p> <p>・内部連絡文書の合理化状況</p> <p>・関連公益法人等との契約実績(21年度までに一般競争入札等へ移行し、競争性のない随意契約の割合(18年度契約実績ベース)が件数で4%、金額で3%に減)</p> <p>・「随意契約見直し計画」の進捗状況及び第三者による検証結果(「随意契約見直し計画」の実行により、23年度末までに、競争性のない随意契約の割合(18年度契約実績ベース)が件数で38%、金額で17%に減)</p> <p>・随意契約の情報開示の状況</p> <p>・委託先の執行状況のチェックシステムの導入</p> <p>・市場化テストの導入実績(海外移住資料館の管理・運営業務及び国際協力人材センターの業務にかかる民間競争入札の実施)</p>	小No.2: A	中No.2: A	<p>研修員受入等の事務手続きを見直し、各種システムの導入によるプロセスの簡素化・電子化を進め、効率化を図った。</p> <p>関連公益法人等との契約につき、18年度実績に基づき見直しを行い、19年度以降の具体的な見直し計画を策定するとともに、「独立行政法人整理合理化計画」を受けて「随意契約見直し計画」を策定、公表し、これら計画に従って、国の基準に合わせた規程改正を含め、一般競争入札等競争性のある契約への移行を着実に実施した。随意契約の妥当性等にかかる監事監査も実施した。海外移住資料館の管理・運営業務及び国際協力人材センターの業務については、「独立行政法人整理合理化計画」を策定、公表し、平成21年度の市場化テスト(民間競争)導入に向けた準備を進めた。</p> <p>経費の効率化について、業務経費は1.4%減、一般管理費は3.1%減を達成し、中期計画に定める数値目標に沿って着実に効率化を進めた。人件費について、19年度計画で定めた目標値を上回る削減(1.8%減)を達成した。</p> <p>また、効率化の取組が事業の質の低下をもたらすことがないよう、モニタリング手法の確立に向けて「事業マネジメントハンドブック」を取りまとめた。</p> <p>今後は、「随意契約見直し計画」を確実に実行し、その状況について、引き続き監事による監査も含め不断にチェックするとともに、業務の目的や性質により、競争性及び透明性を確保しつつ、適切な契約方式で実施すべきである。また、現地再委託を含む契約事務において、業務委託先や調達業者等による不適切な経理処理及び不正行為の発生防止に十分留意する。</p> <p>また、中期計画に沿って、経費の効率化を進めつつ、事業の質の低下につながっていないか、成果管理・モニタリングを適切に行う仕組みの確立が求められる。ラスパイレズ指数の低下に向け、努力を継続する必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>
		<p>八)中期目標期間中、事業の質の維持・向上を図りつつ、事業コストの縮減及び事業内容の見直しを行い、業務経費(重点施策の実施等の事由による政策的に必要とされる経費、特別業務費、受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。)について、要員の待遇見直しや調査業務の一層の効率的実施等の取組によって、毎事業年度1.3%以上の効率化を達成する。</p> <p>また、中期目標期間中、一般管理費(特殊要因又は受託事業及びその他の外部資金によるものとして整理される経費を除く。)について、人件費、事務所借料等の経費の削減によって、中期目標期間の最終年度において平成18年度比年率3%以上の効率化を達成する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・業務経費の毎事業年度1.3%以上の効率化</p> <p>・一般管理費の平成18年度比年率3%程度の効率化</p>	小No.3: A		

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>また、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(平成18年度から5年間で5%以上の純減)及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減に取り組み、平成18年度から5年間で5%以上の削減を行い、その際、役職員の給与について必要な見直し等を進める。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。なお、この独立行政法人国際協力機構法の改正(平成18年11月15日交付。以下改正後の独立行政法人国際協力機構法が「改正機構法」という。)以前の業務にかかる人件費削減の取組とともに、改正機構法による新たに実施する業務(改正機構法第13条第1項第2号及び第3号に限る。)に係る人件費についても、同様の削減に取り組むものとする。</p> <p>(二) 効率化の取組が業務の質の低下をもたらすことのないようモニタリング手法の確立に努める。</p>	<p>・人件費の削減(18年度から6年間で6%以上(対17年度実績比)の削減)</p> <p>・業務の質に係るモニタリング手法(プロジェクトの成果管理等)の確立に向けた取組</p>	小No.3: A	中No. 2: A	
	(3) 改正機構法の施行に向けた準備	<p>改正機構法の施行に向けて、技術協力事業、有償資金協力事業及び無償資金協力事業の相乗効果が最大限発現される実施体制を構築すべく、関係機関と調整の上、組織、業務の統合に向けた準備を適確かつ着実に進める。この際、ODAの実施に係る業務の継続性を損なわないよう、かつ、従来以上に円滑な業務の実施が可能となるよう適切な配慮を行うとともに、本部及び在外事務所の速やかな統合、部局間の連携強化等を通じた援助効果の向上等統合メリットを最大限に発揮するよう留意する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・統合に向けた準備状況(組織面・業務面全体の準備状況)</p>	小No.4: A	中No.3: A	<p>20年10月1日の「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」の施行による組織、業務の統合に向け、国際協力銀行との間で連絡会、検討会等を設置し、関係機関との調整、合意(基本方針)形成等を着実に進め、準備を的確に進めた。統合後の組織に関しては本部体制(24部2局5室1研究所)を決定し、在外事務所については19カ国において統合に際して事務所を一本化する準備を行った。</p> <p>また、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力それぞれの特性に留意しつつも、統合・簡素化された業務フローの確立を目指し、3つの援助手法の相乗効果に向け、特に3つの援助手法ごとに行ってきた案件発掘・形成のための調査業務を「協力準備調査(仮称)」という枠組に統合することとした。</p> <p>統合後に組織、制度及び業務の流れが期待どおりに着実に運用され、成果をあげているかをモニタリングし、新たな課題の洗い出しと解決に向けて対応していくことが重要である。統合効果の発揮のためにもできる限り早期に本部事務所を統合することが望ましい。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置	(1) 総論	<p>(イ) 開発途上地域等の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力を進めることは、我が国の開発援助政策の重要な課題である。このため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の開発援助政策並びに政府の国別・地域別・分野別の援助方針に則り、開発途上国側の援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力事業等につき効果的に業務を実施する。その際、協力実施前に開発途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努める。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へ適切なサポートを行う。加えて、他の援助実施機関との連携を密にするとともに、今後実施段階で技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担うことを踏まえ、資金協力との連携強化に努める。具体的には、</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p>	小No.5: A	中No.4: A	<p>開発途上国側の援助需要を踏まえ、効果的に事業を実施するため、国際援助機関との連携・協調、国別・地域別アプローチの強化、開発課題や事業実施に関する知識・ノウハウの蓄積、人間の安全保障の視点の事業への反映、資金協力との連携強化等に着実に取り組んだ。</p> <p>情報公開法及び個人情報保護法に基づく開示請求に適正に対応した。広報においては、開発途上国の現場で活動する人々に焦点を当てた記事(「ヒューマンストーリー」)の発信を重視し、国民に向けてわかりやすい広報活動を展開した結果、機構ホームページアクセス数は18年度比13%増となった。また、積極的な取材協力を行い、プロジェクトや関係者がマスメディアに取り上げられる件数は19年度83件(18年度77件)に増加した。海外での広報についても、在外事務所が現地メディアと連携し、JICA事業の理解促進に努めた。</p> <p>環境及び社会に配慮した業務運営の観点から、環境社会配慮ガイドラインの適用及び職員研修の実施に取り組んだ。環境マネジメントシステムを引続き適切に運用し、国際環境規格(ISO14001)の認証取得後初めての更新審査の結果、認証が更新された。</p> <p>ジェンダーにかかる取組として、ジェンダーの視点を事業の企画立案段階から実施に至るプロセスに組み込む「ジェンダー主流化体制」について、ジェンダー責任者会議で、年度ごとの部署別ジェンダー主流化推進計画及びその実績報告の徹底等を通じ、その定着を図った。また、要望調査の段階で、ジェンダーに関する取組が必</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>政府の案件採択に資するよう、政府の外交方針及び援助方針等の政策を踏まえ、優良な案件の形成を積極的に支援する。</p> <p>わが国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、他の援助国や国際援助機関との連携・協調を図る。</p> <p>各種事業の効果を高めるため、国別・地域別アプローチを強化し、事業のプログラム化を進める。</p> <p>各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者間で共有し、効果的な活用を推進する。</p> <p>従来から取り組んでいる人々の能力強化や地域社会の強化をさらに進め、災害、感染症、地球温暖化等、国際社会の脅威となる課題への対応や平和構築支援をはじめとする事業を行う際には、人間の安全保障の視点を事業に組み込むことにより、事業の質及び効果の向上を図る。</p> <p>国際協力銀行(円借款関連部分)との情報の共有や意見交換、人事交流をはじめとして、資金協力との連携強化に努める。</p>	<p>・案件形成支援の実績</p> <p>・国際会議等への参画及び他ドナーとの連携の実績</p> <p>・援助協調の枠組への対応の実績</p> <p>・国別援助実施方針(仮称)及び国別事業展開計画の作成・活用実績</p> <p>・プログラム・アプローチの強化状況</p> <p>・課題別指針の策定・更新実績</p> <p>・分野・課題データベースやコンテンツの整備・活用の実績</p> <p>・「人間の安全保障」の視点の事業への反映</p> <p>(参考指標: 平和構築支援の実績(研修、マニュアル改訂等体制強化を含む))</p> <p>・資金協力(有償資金協力・無償資金協力)との連携の実績</p> <p>・関係者に対する安全対策の実績</p>	小No.5: A	中No.4: A	<p>要とされた案件のうち、採択に至った案件は、ジェンダー担当課がプロジェクト内容をチェックするとともに、取組の好事例を部署別ジェンダー推進報告で取り上げるなど、ジェンダー視点を事業実施に浸透させるためのモニタリングを継続して行った。事業評価に関し、事前から事後までの一貫した評価体制の定着のための取組を着実に実施するとともに、20年10月の改正機構法施行後の評価制度の確立に向けた検討を行った。外部有識者・機関等による事後評価の割合は中期計画に定める目標値(50%)を上回るとともに、外部有識者事業評価委員会による2次評価においてレーティングを試行導入するなど、さらなる充実を図った。コスト効率性に関する定量的評価手法の開発の取組の第一段階として事例調査を実施した。</p> <p>今後は、統合による相乗効果として「技術協力と資金協力の一体的な運用のメリット」の発現が期待される。</p> <p>JICAは、援助事業に対して広く国民の理解を得るべく、開発途上国及び地域にもたらされた開発効果について、積極的に説明していくべきである。これは、現実には効果発現に時間がかかる等、難しい面もあるが、可能な限りの取組を期待する。</p> <p>広報については、こうした広報・発信のねらいを明確にした上で、JICAにおいてその成果を確認、検証するとともに、JICA事業が広く理解されるよう今後も対外的な説明に努められたい。</p> <p>さらに、引続き、気候変動問題を含む地球環境問題への対応を期待したい。統合を踏まえた環境社会配慮ガイドラインの一本化に向けて、慎重な検討、調整が求められる。</p> <p>ジェンダーに関する取組の効果については、そのモニタリングに更なる工夫を図るとともに、統合を踏まえ、課題別指針の改定を含め、新たな業務及び体制に応じたジェンダー主流化の取組を期待したい。</p>
		<p>(ロ) 外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関(国際会議その他国際協調の枠組みを含む。)の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとることを求められた場合には、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・外務大臣の要請への対応</p>	小No.6: -		<p>事業評価において、統合に向けて、3つの援助手法を担う組織として、事前から事後までの一貫した評価制度を構築するとともに、コスト効率性に関する評価手法の開発に引続き取り組んでいくことが求められる。</p>
		<p>(ハ) 機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年12月5日法律第140号)及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第59号)に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応する。また、国際協力の理解と参加を促進するために、機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図る。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・情報公開法及び個人情報保護法に基づく開示請求への対応の実績</p> <p>・個人情報保護体制の整備状況</p> <p>・わかりやすい広報に向けた取組</p> <p>・マスメディア等との連携の実績</p>	小No.7: A		<p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>
		<p>(ニ) 事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインに則り、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。なお、世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境におよぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格(ISO14001)に対応する。さらに、光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・ガイドラインの適用実績</p> <p>・職員その他の関係者に対する研修の実績</p> <p>・国際環境規格認証の維持及びJICA環境マネジメントシステムの運用状況</p> <p>・省エネルギー・省資源への対応の実績(光熱水量および廃棄物量)</p> <p>・「JICA環境方針」を踏まえた環境関連案件の実績</p>	小No.8: A		

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>(ホ)男女共同参画の視点は重要であり、事業実施に当たり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェンダー主流化推進体制の定着状況</li> <li>・職員その他の関係者に対する研修の実績</li> <li>・ジェンダーに配慮した事業運営の実績</li> </ul>	小No.9: A	中No.4: A	
		<p>(ヘ)客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を行うとともに、機構による評価に対する二次評価を含めた外部評価を適切に実施する。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。さらに、各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価手法の開発に取り組む。具体的には、</p> <p>目標の達成に向けて計画を見直し、運営方法を改善するとともに、将来の類似案件の計画・実施に活用することを目的として、事前、中間、終了時及び事後に到る一貫した効率的な評価を実施する。その際、在外事務所による事後評価の充実を図る。また、青年海外協力隊及び災害援助等協力の各事業における評価制度を着実に実施する。</p> <p>評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的に開催し、評価制度、手法の改善のための提言を得る。また、評価の質の向上と客観性の確保に努めるべく、一次評価として外部有識者・機関等が直接行う評価とともに、機構が行った評価を外部有識者・機関等が改めて評価する二次評価を適切に実施する。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評価に関しては、外部有識者・機関等による一次又は二次評価件数を全評価件数の50%以上とする。</p> <p>評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。</p> <p>フィードバック機能を強化するため、評価から得られた教訓の事業への活用を図る。</p> <p>各事業の費用対効果を高める観点から、費用対効果の明確化のためのコスト効率性に関する定量的評価について、実効性のある評価手法の確立に資するよう調査研究を行い、その開発に取り組む。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一貫した評価の実施状況</li> <li>・在外事務所による事後評価の実施国数</li> <li>・青年海外協力隊事業および災害援助等協力事業における評価の実施状況</li> <li>・外部有識者事業評価委員会の開催実績</li> <li>・外部有識者・機関等が参画した事後評価の全事後評価件数に占める割合(50%以上)</li> <li>・評価結果の公開状況</li> <li>・評価から得られた教訓の事業への活用状況</li> <li>・コスト効率性に関する評価手法の開発の取組</li> </ul>	小No.10: A		

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(2)各事業毎の目標 (イ) 技術協力(法第13条第1項第1号)	(1)技術協力業務は開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的・社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施するものとする。  総合的能力開発を重視した事業を実施し、その知見の蓄積に努める。  開発途上国支援における南南協力の意義と有効性に留意し、南南協力支援事業の効果的な実施を図る。また、JICA事業経験者等現地又は第三国のリソースを的確に把握し積極的な活用を図り、事業の質を高める。  事業委託方式による民間提案の募集を積極的に行うことにより、事業における民間からの参加を促進し、ノウハウを活用する。 技術協力事業の実施の各段階において、国民各層の参画機会を拡大する。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。  ・総合的能力開発を重視した事業及び知見の蓄積の状況 ・南南協力支援事業の実績 ・現地及び第三国リソースの把握状況(現地コンサルタント等の情報整理、帰国研修員ネットワークの整備状況) ・現地人材(現地コンサルタント・NGO等)の活用の実績 ・事業における民間の活用(業務実施契約等)の実績 ・各種支援委員会等への学識経験者、NGO等の参加状況 ・専門家における国民各層の参加状況	小No.11: A	中No.5: A	技術協力事業において、総合的能力開発を重視した事業を実施するとともに、南南協力支援事業について、第三国集团研修の実施方針、考え方を整理した上で、在外事務所における業務の質の向上のための取組、JICA事業経験者等現地又は第三国のリソースの把握と活用を進めた。技術協力事業の案件形成や実施の段階等で民間をはじめとする国民各層の参加を促進した。 また、新JICAにおける技術協力、有償資金協力及び無償資金協力の一体的な運用に向けたプロジェクトの形成段階の調査について検討を進め、「協力準備調査」の制度設計及び試行を行った。 技術協力の候補案件に想定される概算経費の標準的な算出システムを導入するとともに、事業内容の精緻化及び事業マネジメントの向上のための各種取組を実施した。 研修員受入事業については、今期中期計画において、第三者の参加を得た客観的な評価システムの確立及び研修案件の改廃・新設への評価結果の反映、国内・海外で実施することが妥当な研修案件の基準の整理、研修終了後のフォローアップ活動の充実、青年招へい事業への技術協力への絞り込み等、前期の取組成果を基にさらなる改善を図るべく目標を設定し、初年度である19年度中にいずれも制度の導入や見直し等を実行した。 併せて、民間人材を含めた幅広い人材の積極的活用を行う観点から、引続き公示・公募による専門家の確保を推進するとともに、コンサルタント選定における新たな評価方法の試行など、質の高い専門家・コンサルタントの適正かつ速やかな選定取り組んだ。  今後は、現地人材や民間等の活用の取組について、開発途上国へのインパクトや、機構の効果的・効率的な事業の実施に繋がっているかの視点をもって取り組むことが重要である。 また、「事業マネジメントハンドブック」の有効活用を期待したい。 研修員受入事業について、開発途上国の人材育成という目的の達成及び効率的な事業実施の観点から、JICA事業の中でも日本国内を現場として実施する事業としての特性も踏まえて、これらの制度の実施状況をモニタリングし、その結果を業務の更なる改善に的確にフィードバックしていくことが重要である。 専門家・コンサルタントの選定については、分野別の応募動向の把握、専門家の活動評価制度の確立及び再活用への反映の徹底等により、競争性及び透明性の確保に留意しつつ、幅広い国際協力人材の確保に一層努められたい。
		( )我が国政府が相手国政府等と行ってきた協議を踏まえ、政府による案件検討に資するべく、当該候補案件に想定される投入要素の内容及び概算経費の精度を向上する。これを踏まえて、国際約束に基づき、案件の実施を速やかに行うとともに、技術協力案件の実施に当たり、投入要素の組み合わせ・量・時期等を適切に決定する。また、案件の実施中に行う評価結果を踏まえて当該案件の内容について適切に見直しを行うものとする。そのために、  今後のプロジェクト形成段階の調査のあり方を検討し、その結果に基づき必要な制度見直しを行う。 候補案件に想定される概算経費の標準的な算出方法を導入する。  案件実施に当たり、事業内容と積算内容の精緻化を図るとともに、実施中は、目標達成に向け、評価結果を踏まえ、進捗状況や外部状況の変化に応じて投入要素を機動的に見直すなど、事業マネジメントについて一層の向上を図る。 なお、開発調査については、他の事前の調査との関係にも留意しつつ、一層の効果的・効率的な実施に努める。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。  ・プロジェクト形成段階の調査の見直し ・標準的な概算経費算出方法の導入 ・計画内容の精緻化を図るための措置  ・円借款と無償資金協力の計画策定に寄与した開発調査の実施状況	小No.12: A		以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。
		( )研修員受入について、各研修コースについて開発途上国の需要にかなっているか、効果的なものとなっているかを、第三者の参加を得て客観的に検証し、その結果を研修コース及びプログラムの改廃に的確に反映できるようなシステムを確立する。また、海外、国内別に研修の実施基準を策定し、効果的かつ効率的な取組を促進する。加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。青年招へい事業については、事業の有する開発教育効果にも配慮しつつ、交流性の強いプログラムを廃止し、技術研修へ絞り込むことにより、従来以上に専門的知見の習得を重視した事業内容とする。具体的には、	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.13: S	中No.5: A	

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>第三者の参加も得て事業の成果をより客観的に検証するため、事前から事後の事業評価のシステムを改善するとともに、課題毎に事業方針を定め、評価結果と併せて研修案件の改廃と新設に反映させるシステムを確立する。</p> <p>海外、国内で実施することが妥当な研修案件の基準を策定するとともに、特に国内で実施する研修については、研修員個人の育成にとどまらず組織開発や制度改善を重視する。</p> <p>日本の知識や経験が開発途上国の問題解決により効果的に活かされるよう、大学との連携などにより研修内容の付加価値を高め、研修の方法を改善するとともに、研修案件終了後のフォローアップ活動を充実させる。</p> <p>青年招へい事業について、開発途上国の援助課題に合致した技術協力を絞り込むことにより、研修効果を高める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修事業評価システムの改善</li> <li>・研修案件の改廃と新設の検討手順の改善</li> <li>・研修員受入事業の実施基準の策定</li> <li>・組織開発や制度改善を重視した研修の実績</li> <li>・研修内容・研修方法の改善</li> <li>・ソフト型フォローアップ協力の実績</li> <li>・援助課題に合致した研修内容への絞込みの実績</li> </ul>			
		<p>( )相手国からの要請内容を適切に踏まえつつ、案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。 このため専門家については、</p> <p>民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。そのために、人選基準を踏まえ、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。また、高度な案件等で関係省庁、有識者等の知見が必要と判断される場合には、人選のための委員会を開催する。</p> <p>人材の適正な再活用を念頭においた、人材の業績評価の着実な実施と反映を図る。</p> <p>またコンサルタントについては、コンサルタント選定における評価方法の見直し等を行い、競争性を一層高める。</p> <p>緊急な選定手続きが必要と認められる案件については、引き続き迅速な選定を行う。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公示・公募による人選の割合、人選のための委員会の実施状況、及び人選基準や手続きの改善状況</li> <li>・人材の業績評価の実施・反映</li> <li>・コンサルタント選定方法の改善</li> <li>・緊急案件における選定手続の迅速化</li> </ul>	小No.14: A		

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(ロ)無償資金協力の実施促進(法第13条第1項第2号)	<p>(イ)無償資金協力の実施促進業務については、案件が条約その他の国際約束に基づき適正かつ効率的に実施されるよう、被援助国側と緊密に協議を行いつつ、その促進に努めるようにする。その際、情報公開及び事業関係者への迅速な情報提供等を通じた透明性の一層の向上、調達プロセスにおける競争性及び透明性の一層の確保に留意する。</p> <p>( )無償資金協力の事前の調査等について、日本の知見を活かした援助実施及び費用対効果の最大化を図る観点から、契約形態及び内容を点検し、競争性の向上のための取組を検討し実施する。</p> <p>( )無償資金協力事業に係るコスト削減の要請を踏まえ、品質の確保にも十分留意しつつ、協力案件の計画・設計内容及び積算に係る調査・審査機能のさらなる強化を図る。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>「事業の透明性及び調達プロセスにおける競争性及び透明性の向上にかかる取組」</p> <p>「無償の調査等における競争性向上の取組」</p> <p>「計画・設計内容及び積算に係る調査・審査機能の改善」</p>	小No.15: A	中No.6: A	<p>無償資金協力の実施を担当する事業関係者(コンサルタント、建設会社等)の入札資格要件の弾力的な運用等により競争性の向上を図った。 無償資金協力事業(本体)にかかるコスト縮減に関し、18年度に導入されたコミュニティ開発支援無償資金協力における概算事業費の積算ガイドラインを策定したほか、調査・審査機能の強化に取り組んだ。</p> <p>今後は、改正機構法の施行による無償資金協力の本体事業の実施に向け、透明性及び競争性の向上とともに、コスト縮減のための取組の強化が求められる。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>
	(ハ)国民等の協力活動(法第13条第1項第3号)	<p>( )本号に基づくボランティア関連業務については、国民の発意が出来る限り反映されるよう留意しつつ、開発途上地域の発展に寄与するよう、協力の質的向上に努める。このため、引き続き適格な人材の確保に努めるとともに、派遣者への適切なサポートを行う。また、事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。そのために、</p> <p>プログラム化の中での他事業との連携促進及び他機関との協調等に対応する。 ボランティア人材を取り巻く参加環境や社会環境の変化にも対応しつつ、協力の質的向上に資するボランティア事業基盤の拡充につながる、募集・選考や訓練・研修方法の改善を通じた適格なボランティア人材の確保、特に社会還元にもつながる現職参加制度の拡充、現地活動の支援強化等に取り組む。</p> <p>帰国ボランティアについては、社会還元のための環境整備を促進すべく、進路対策支援を始め、ボランティアの経験を活かす場の拡充に努める。</p> <p>( )機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、NGO等との連携を推進し、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を行うものとする。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きの更なる迅速化に心がけるものとする。具体的には、</p> <p>幅広い国民の参加を得られるよう、草の根技術協力事業の実施等により、NGO等との連携を推進する。また、そのためにNGO人材育成プログラムを推進する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>「ボランティア派遣実績」 「プログラムの中での他事業との連携状況」 「他機関との協調の実績」 「募集・選考方法及び訓練・研修方法の改善」 「現職参加促進の取組(教員、地方自治体、民間企業等を対象とした取組)」 「ボランティア経験者による社会還元の活動実績」 「帰国隊員に対する進路開拓支援の状況(キャリアパス研修の実績等)」</p> <p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>「草の根技術協力事業の実績」 「NGO等との連携推進の状況」 「NGO人材育成研修等の実績」</p>	小No.16: A	中No.7: A	<p>ボランティアによる協力の質的向上のため、プログラム化を通じた他のJICA事業との連携や他機関との協調を推進したほか、ボランティア活動を志望する国民の発意に応えつつ、適格な人材を確保するため、募集や訓練の見直し等、参加しやすい環境整備に取り組んだ。文部科学省等と連携して教員の現職参加を推進したほか、地方自治体や民間企業への働きかけも積極的に行った。 帰国ボランティアへの進路対策支援を着実に実施した。ボランティア事業に参加した教員が帰国後日本国内における多文化共生社会づくりに貢献するというケースが見られることは評価したい。 草の根技術協力事業の実施件数及びNGOからの要望を踏まえたNGO人材育成研修の見直しによる参加人数等の増加、NGO - JICA協議会等を活用したNGO連携の推進が図られた。地球ひろばでは、民間企業によるCSR支援等新たな取組を実施し、利用者数(宿泊者数を除く)は18年度実績(6万6千人)を大幅に上回る8万8千人に達した。 併せて、各種開発教育支援プログラムを引き続き積極的に実施し、その実績はいずれも18年度を上回った。また、教員との協働による開発教育カリキュラムの作成などの教育現場と連携した効果的な開発教育支援を推進した。</p> <p>ボランティア事業について、協力隊等ボランティアの応募及び派遣人数が求人等雇用状況による影響を受け易いことに加え、ODA及びJICA事業にかかる予算が年々削減される中で、中期計画の目標としている協力の質的向上を果たしうるボランティア事業の適正規模のあり方について議論を深めることが必要である。その上で、引続き適格な人材の確保に努められたい。 国民参加支援については、地球ひろばの立地環境を活かして、機構の事業拠点としてだけでなく、地球環境問題への対応などを含め、広く政府、民間団体等の交流・発信拠点として活用されるような取組を期待する。また、統合に向けて、NGOとの協働プログラムの拡大を検討されたい。 開発教育支援事業は機構の活動を広く国民から理解・協力を得るうえでも重要である。機構の実施する開発教育支援事業の効果について、プログラム参加教員を対象とした全国アンケート調査の実施に向けた準備を進めたところ、アンケートにより参加後の意識変化、授業への反映等を分析し、的確なフォローアップの実施、支援プログラムの改善につながることを期待する。</p>



中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
		<p>草の根技術協力事業については、幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、事業例等につきわかりやすい形での説明に努めるとともに、手続きの簡素化・迅速化を図り、事務合理化を行う。</p> <p>草の根技術協力事業については、国民の主体的な発意が尊重され、かつ現地の実情に合致した協力が実施できるよう、対象協力地域に関する情報提供を行う。</p> <p>地域奉仕団体、職域団体、社会教育関係団体などの様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む多様な手作りの国際協力の試みに対し、側面的な支援サービスを提供する。このために、国内と海外のきめ細やかな支援を行うとともに、市民参加協力支援事業を実施する。</p> <p>国民の理解促進を図る上で、職員、専門家、青年海外協力隊等国際協力の経験者が国民に体験を還元する機会を充実させるとともに、国内機関を活用して、地域に密着した活動を積極的に行う。その際、市民参加協力の全国拠点として広尾センター（JICA地球ひろば）を中心に国際協力に関わる市民団体の情報発信等の活動を支援する。</p>	<p>・草の根技術協力事業への理解を得るための取組</p> <p>・草の根技術協力事業の手続きの簡素化（NGO等からの要望を踏まえた事務合理化）</p> <p>・NGO等が活動するために必要な情報の整備 国数</p> <p>・海外における支援の実施状況</p> <p>・市民参加協力支援の実績</p> <p>・地球ひろばによる活動支援実績（来館者数、イベント・セミナー開催件数、登録団体数）</p>	小No.17: A	中No.7: A	
		<p>( ) 開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。具体的には、</p> <p>講師の派遣や視察プログラムなどを通じ、「総合的な学習の時間」での取り組みなど教育現場との連携を実施する。</p> <p>開発教育において重要な役割を担う教員に対し、開発課題等への理解を促進するためのプログラムを実施するとともに、そのフォローアップに努める。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・国際協力経験者による体験還元（出前講座）の実績</p> <p>・国内機関訪問への対応実績</p> <p>・開発教育に関するJICAホームページの充実</p> <p>・教員の国際協力現場への派遣実績</p> <p>・開発教育に関する研修の実施実績</p> <p>・プログラムに参加した教員に対するフォローアップ状況</p>	小No.18: A		
	(二) 海外移住（法第13条第1項第4号）	<p>本事業を推進するにあたっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をもあわせもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意するものとする。事業の実施にあたっては、移住者の定着・安定化を見つつ、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、重点化を図る。その中で、国内で実施している移住者の子弟や日系人の日本語教師に対する日本語研修事業については、機構が実施する必要性に関する検証結果を踏まえて抜本的に見直す。また、移住者への影響にも十分配慮しつつ、調査統計事業及び営農普及事業について、中期目標期間中に段階的に廃止する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・重点化の状況</p> <p>・経済・技術協力との連携の実績</p> <p>・日本語研修の見直し</p> <p>・調査統計事業及び営農普及事業の段階的な廃止に向けた取組</p> <p>（参考指標：海外移住資料館の入館者数、ホームページアクセス数）</p>	小No.19: A	中No.8: A	<p>事業費が減少する中で、高齢者福祉及び人材育成分野への重点化を図るとともに、経済・技術協力の枠組みの中で日系社会支援を併せて実施した。新たな日系社会支援策として、日本国内の多文化共生も視野に入れつつ、現職教員を日系社会青年ボランティアとして現地日系社会に派遣する制度の導入に向けた準備を進めた。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(ホ)災害援助等協力事業 (法第13条第1項第5号及び第2項)	<p>開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。</p> <p>(i) 国際緊急援助隊派遣の実施にあたっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図ることとする。</p> <p>(ii) 緊急援助物資供与の実施にあたっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また援助物資供与後、被災国との物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に反映させる。また、NGOとの連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果的に被災民の手に届くよう努める。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・目標時間内(被災国の要請受理後、外務省の指示を受け、救助チームは24時間以内、医療チームは48時間以内に本邦を出発)の救助チームおよび医療チームの派遣実績</p> <p>・訓練実績及び研修・訓練を反映した救助活動の実施状況</p> <p>・適切な規模及び内容の物資供与実績及びフォローアップの実施状況</p> <p>・NGOとの連携実績</p>	小No.20: A	中No.9: A	<p>19年度は国際緊急援助隊(救助チーム及び医療チーム)の派遣はなかったが、18年度に立ち上げたチャーター機の利用体制の改善、隊員の訓練・研修等、迅速な派遣を行うための準備を着実に実施した。緊急援助物資の供与に迅速に対応するとともに、物資供与後のモニタリングの改善、NGO等との連携に向けた継続的な取組等を行なった。</p> <p>引続き、訓練・研修、業務改善等の平時の取組を着実に実施するとともに、その取組がその後の災害援助でいかに活かされたかを検証することも重要である。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>
	(ハ)人材養成確保(法第13条第1項第6号)	<p>国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため、専門家の公募、登録、確保及び養成のための研修等の業務を援助ニーズを踏まえて適確に行い、援助人材の養成・確保に努める。そのため、</p> <p>国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供、相談業務、及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。</p> <p>援助ニーズに対応した、能力強化研修等の適切な実施に取り組み、援助人材の能力開発・強化に努める。</p> <p>人材育成を更に幅広く行うため、インターンシップ制度、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・国際協力人材センターによる情報提供件数及び利用者数</p> <p>・専門家等登録件数</p> <p>・能力強化研修等の実績</p> <p>・インターン受入の実績</p> <p>・大学との連携講座の実績</p>	小No.21: A	中No.10: A	<p>国際協力人材センターの専用ホームページ「PARTNER」の情報提供機能を充実させて利用者増に繋げるとともに、キャリア相談機能を強化した。</p> <p>18年度に抜本的な見直しを行った専門家派遣前研修及び能力強化研修の成果として、専門家による効果的な活動に繋がっているかの観点からの説明も求めたい。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>
	(ト)法第13条第1項第7号に基づく案件形成支援、調査研究業務	<p>開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策、国別援助計画等、政府の開発援助政策・指針に基づいて所要の調査・研究に努める他、重要な援助課題についても調査・研究を行う。</p> <p>また、研究成果に基づく対外発信の充実に努める。案件形成支援は、開発途上国との対話を通じた戦略的、効果的事業を発掘・形成する上で政策的に重要であり、今後も現地リソースの活用や企画調査員の配置の見直し等を通じて、一層の重点化を促進しつつ、政策上の必要性を踏まえて、機動的・効果的な実施を図る。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・調査研究及び対外発信強化の取組</p> <p>・案件形成支援の実績(再掲)</p> <p>・案件形成支援における現地リソースの活用状況</p> <p>・企画調査員の配置の重点化</p>	小No.22: A	中No.11: A	<p>新JICAにおける研究のあり方について検討を進めるとともに、円滑な研究活動に向けた国際的研究ネットワークの構築及び研究成果に基づく積極的な対外発信を行なった。</p> <p>政策上の必要性・緊急性を踏まえた案件形成支援を的確に行うとともに、現地リソースの活用や企画調査員の配置の見直し等を通じて重点化を進めた。</p> <p>新研究所による研究の実施及び発信に期待する。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
3. 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画	(1) 予算(人件費の見積を含む。)別表1	運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.23: A	中No.12: A	保有資産の売却(職員住宅3戸)の売却、施設利用収入の増加による自己収入の確保、業務公電の電子化等による固定経費の削減等、効率的な予算執行を行った。当期総利益として39百万円を計上した。  機構による寄附金の受入の目的に即した使途に充てられるよう留意する必要がある。  以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。
	(2) 収支計画 別表2	保有資産の売却等により、土地・建物の効率的な活用を促進するよう見直しを行うとともに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。	・保有資産の売却等、施設利用収入等自己収入の確保、固定的経費の節減等の実績			
	(3) 資金計画 別表3	融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、急激な為替変動を事由とするドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担増について、適切な軽減措置を講じる。また、各移住融資債務者の状況等を踏まえ、償還計画の見直しを行う。  国際協力に対する国民の参画機会を広げる等の観点から、NGO等民間の援助活動の促進に配慮しつつ、広く国民各層から寄附金を受け入れる活動を積極的に行うとともに、内閣府の委託により行われる「野口英世アフリカ賞基金」を含め受け入れた寄附金の適正な管理・運用を行う。	・債権回収の実績 ・ドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担の軽減に関する方策の実施状況 ・アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア共和国の償還計画の見直し ・寄附金の管理・運用状況			
4. 短期借入金の限度額		390億円 理由: 国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.24: -	中No.13: -	短期借入金の実績がないため、評価の対象外とした。
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		ボリビア国農牧技術センター建物、パラグアイ国農業総合試験場土地・建物、東京国際センター八王子別館の土地・建物、中部国際センター土地・建物、職員住宅の処分を計画	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.25: A	中No.14: A	処分を予定している資産について、計画どおり準備乃至売却手続きを進めた。  以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。
6. 剰余金の使途		剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つ、事業の改善・質の向上に資する業務、施設・設備の整備、並びに改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に必要な経費に充てることとする。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.26: -	中No.15: -	剰余金(独立行政法人通則法第44条第3項により中期計画で定める使途に充てることができる積立金)の実績がないため、評定の対象外とした。
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	(1) 施設・設備に関する計画	業務実施上の必要性及び既存の施設の老朽化等に対応するため施設・設備の整備改修等を計画的に行う。  平成19年度から平成23年度の施設・設備の整備に関する計画(単位:百万円) 施設・設備の内容 財源 予定額 中部国際センター建替え 施設整備資金 2,049 本部及び国内機関施設整備・改修 施設整備資金 4,304 計 施設整備資金 6,353  (注記)金額については見込みである。なお、上記の他、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い、改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等が追加されることがありうる。	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	小No.27: A	中No.16: A	施設・設備の整備・改修を計画に基づき実施した。  以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。

中期計画の各項目			小項目の評定方法	小項目評定	中項目評定	中項目の評定についての決定理由等
大項目	中項目	小項目	評定指標			
	(2)人事に関する計画	<p>(イ)方針 効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。具体的には、</p> <p>的確な勤務成績の評価を行い、仕事の難易度と役割の重要性を反映した処遇を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図りうる適材適所の人事配置を行う。</p> <p>業務内容の高度化及び専門化に対応するため、国際機関への出向、専門家としての活用も含め、プロジェクトマネジメント能力の強化及び開発課題に関する知見の深化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力涵養を目的とした研修又は機会を提供し、国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発に努める。特に、在外主導體制の定着に向け、組織としてのプログラム策定及び課題対応力の強化に資する職員研修を拡充する。</p> <p>(ロ)人員に係る指標 期末の常勤職員数を1,326人とする。 中期目標期間中の人件費総額見込み 65,159百万円 但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び技術協力派遣職員給与に相当する範囲の費用である。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・勤務成績の評価の実施状況</p> <p>・適材適所の人事配置</p> <p>・職員の能力開発の機会の提供実績</p>	小No.28: A	中No.17: A	<p>引続き勤務成績の評価結果を賞与及び昇給に反映させた。職員へのアンケート調査の結果において、モチベーションは高く保たれていることが示されたが、制度の改善、組織の活力向上の観点から、調査の継続及びより詳細な分析が求められる。職員を対象とした階層別研修について、各階層の職員に求められる要件を検証した上で研修テーマを整理し、各々の階層に合わせて内容を見直した。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>
	(3)積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項(法第15条第1項及び法附則第4条第1項)	<p>(イ)前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源に充てることとする。</p> <p>(ロ)前期中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令第2条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p>	小No.29: A	中No.18: A	<p>前中期目標期間の積立金及び前中期目標期間中に回収した債権及び資金について、主務大臣から承認を受けた金額のうち、19年度は、新JICA発足に伴うシステム統合経費等として188百万円を支出した。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>
	(4)その他中期目標を達成するために必要な事項(イ)監査の充実	<p>外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・監査の実績</p>	小No.30: A	中No.19: A	<p>外部監査及び内部監査を実施し、監査結果に基づく改善の指示及び再発防止への注意喚起を図った。また、コンプライアンスに対する職員の理解向上のため、セミナーの開催等に取り組んだ。</p> <p>外部有識者を含む「業績評価委員会」の枠組みや、「部署別年間業務計画」などの活用により、18年度及び第1期中期目標期間の評価結果を業務運営に反映させ、組織全体としてのフォローアップに努めた。また、テレビ会議システムを利用して、本部・国内機関、在外事務所を対象としたセミナーを実施するなど、職員の理解・意識向上に取り組んだ。</p> <p>今後は業績評価結果の業務運営への反映を具体的に説明していくことに期待したい。</p> <p>以上を踏まえ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。</p>
	(ロ)各年度の業績評価	<p>各年度の業績に関し、外部有識者を含めて法人内部で評価を行い、業務運営に反映させる。</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・内部評価の実施と評価結果に関する業務運営への反映</p>	小No.31: A		